

## かごしま8050ネットワーク 会則

(名称)

第1条 本会は、かごしま8050ネットワークと称する

(事務所)

第2条 本会の事務局は、鹿児島県の本会事務局長が所属する団体もしくは自宅に置く

(目的)

第3条 本会は、ひきこもり状態に悩む当事者やその家族に対して継続的かつ長期的な伴走型支援をおこない、多様・多重化するひきこもりの要因に対応するため、専門分野、民間・行政の垣根を越え「顔の見える支援ネットワーク」をつくることを目的とする  
また、定期的な交流やイベント等の開催で親睦を深め、かつ、互いの情報の共有化を図り、相談者だけでなく、支援者の孤立も防ぐ、より切れ目のない支援を目指す

(活動・事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する

- (1) 悩みや困りごとを抱えた方々を地域の中で早期発見、あるいは、自ら声を上げることのできる丁寧な周知活動と地域づくり
- (2) いち早くつながるための戸別訪問（アウトリーチ）活動や電話相談活動
- (3) 適切な公的制度や民間サービスにつなげるコーディネート活動
- (4) その他、目的の達成に必要な活動

(入会の資格)

第5条 本会に入会できるものは、会の目的に賛同し、活動出来る者とする

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出し、承認を得るものとする

(退会)

第7条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす
  - (1) 本人が死亡したとき
  - (2) 本人との連絡が1年以上取れなくなったとき

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く

- (1) 代表 若干名
- (2) 副代表 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 副事務局長 1名
- (5) 監査 1名

- 2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない

(職務)

第9条 代表は、本会を代表し、その業務を総括する

- 2 副代表は、代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠席の時は、その職務を代行する
- 3 事務局長は、本会の業務を総括する
- 4 監査は、本会の監査を担う

(解任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを解任することができる

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(総会)

第11条 本会の総会は、年に1回開催するものとする。ただし、必要あるときは臨時に開催できるものとする

- 2 総会は、以下の事項について議決する
  - (1) 会則の変更
  - (2) 解散
  - (3) 事業の変更
  - (4) 役員の選任又は解任
  - (5) その他の運営に関する事項
- 3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することが出来ない。ただし、委任状を提出したものは、出席とみなす

(役員会)

第12条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監査を除く

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局及び事務局長を置く

(活動)

第15条 本会の会員は、役員会の事前承認なしに本会の名称を使用して、個別に特定の宗教・思想・政党・ネットワークビジネスなどの勧誘及びその活動を行ってはいけない

(委任)

第16条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める

(変更)

第17条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない

附則

この会則は、令和2年 2月22日から施行する